

京都市告示第 161 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 27 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上鳥羽経51号 線	南区西九条柳ノ内町36番地地先から	旧	メートル 774.10	4.92 ～メートル 8.03
	同区上鳥羽北塔ノ本町34番地地先まで	新	774.10	17.00 ～ 21.00
南第二経6号 線	南区西九条柳ノ内町36番地地先から	旧	28.10	6.19 ～ 6.40
	同区西九条森本町68番地の1地先まで	新	28.10	18.50 ～ 20.00

(建設局道路部道路明示課)